

## 豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、自動車に後付け安全運転支援装置（以下「安全装置」という。）を設置した高齢者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内に居住する高齢者に対して、自動車への安全装置の設置に要する費用の一部を補助することにより、運転者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

### (補助対象の安全装置)

第3条 補助対象となる安全装置は、既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置とし、その製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱事業者等において、購入及び設置したものとする。

### (補助対象の自動車)

第4条 補助対象となる自動車は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。
- (2) 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。
- (3) 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者との同一の氏名が記載されているものであること。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている令和4年3月31日現在で65歳以上の者であること。
- (2) 非営利かつ自ら使用する自動車に安全装置を設置した者であること。ただし、令和3年度中に65歳になる者は、令和3年4月1日以後に設置した者に限る。
- (3) 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者であること。

- (4) 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- (5) 次条に規定する同一の費用に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象者が支払う安全装置の購入及び設置に要する費用（以下「補助対象経費」という。）に10分の9を乗じた額とし、6万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。
- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1台1回までとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、安全装置の設置日から起算して3月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 申請者は、豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 自動車検査証の写し
  - (2) 自動車運転免許証の写し
  - (3) 購入設置費用の支払い手続きが完了したことを証する書類
  - (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書
  - (5) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
  - (6) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
  - (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達

成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付して、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条から第5条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めるとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた安全装置は、適正に使用し、設置日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許証を返納したとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

(市による調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた安全装置の使用等

に関する調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。
- (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行し、改正後の豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日前に安全装置を設置した場合は、改正前の豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- (経過措置)
- 2 適用日前に安全装置を設置した場合においては、なお適用日の改正前の豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定を適用する。この場合において、改正前の要綱第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

|             |  |
|-------------|--|
| 住 所         |  |
| フリガナ        |  |
| 氏 名<br>(自署) |  |
| 電話番号        |  |

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
|----------|---|---|

※補助対象経費×9/10、1,000円未満切り捨て  
※上限 60,000円

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 購入設置費用の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書
- (5) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(表面)

## 誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

### 【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 自動車税の滞納はありません。
- 申請者自身が常時運転する自動車に後付け安全運転支援装置を設置し、転売等を目的としたものではありません。
- 後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 取扱事業者から後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- 本補助金の交付を受けた後付け安全運転支援装置は、設置日から1年以上使用します。
- 設置した後付け安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。

### 【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、他の自治体との情報共有及び本補助金の目的の範囲内において使用されることについて了承します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて了承します。

年 月 日

氏名（自署）

（裏面）

様式第 2 号（第 8 条関係）

豊 発 第 号  
年 月 日

様

豊田市長

Ⓜ

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金については、豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件